

(参考1)

職場における喫煙対策のためのガイドラインについて

(平成15年5月9日基発第0509001号)

(概要)

喫煙による健康への影響に関する社会的関心が高まる中で、自らの意思とは関係なく、環境中のたばこの煙を吸入すること（以下「受動喫煙」という。）による非喫煙者の健康への影響が報告され、職場における労働者の健康確保や快適な職場環境の形成の促進の観点から、受動喫煙を防止するための対策が求められている。

職場における喫煙対策を実効あるものとするためには、事業者は、喫煙対策のための施設、設備等を整備するとともに、喫煙者等が守るべき行動基準を定め、労働者も含めた全員の参加の下で喫煙対策を確実に推進する必要がある。

1. 施設・設備について

- ①可能な限り、喫煙室を設置することとし、喫煙室の設置が困難である場合には、喫煙コーナーを設置すること。
- ②喫煙室等には、たばこの煙が拡散する前に吸引して屋外に排出する方式の喫煙対策機器を設置し、適切に維持管理すること。

2. 職場の空気環境について

職場の空気環境の測定を行い

- ①浮遊粉じんの濃度を $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ 以下及び一酸化炭素の濃度を10ppm以下とするよう必要な措置を講じること。
- ②喫煙室等から非喫煙場所へのたばこの煙やにおいの流入を防止するため、喫煙室等と非喫煙場所との境界において、喫煙室等に向かう気流の風速を $0.2\text{m}/\text{s}$ 以上とするよう必要な措置を講ずること。

(参考2)

「職場における喫煙対策のためのガイドライン」に基づく対策の推進について

(平成17年6月1日基安発第0601001号)

(概要)

喫煙室の設置等喫煙場所の確保が困難な場合、喫煙室が設けられている場合であっても、喫煙室が屋外排気型となっていない等、十分な対応を行うことが困難な場合には、受動喫煙を確実に防止する観点から全面禁煙による対策を勧奨する。